

目 次

第1章 現代社会における社会的養護の意義と歴史的変遷	5
《第1節 社会的養護の理念と概念》.....	5
《第2節 社会的養護の歴史的変遷》.....	6
第2章 社会的養護の基本	9
《第1節 子どもの人権(権利)擁護と社会的養護》.....	9
《第2節 社会的養護の基本原則》.....	10
第3章 社会的養護の制度と実施体系	12
《第1節 社会的養護の制度の概要》.....	12
《第2節 養育環境に問題のある子どものための施設と事業》.....	14
《第3節 心身に障害のある子どものための施設と事業》.....	19
《第4節 子ども健全育成のための施設と事業》.....	24
《第5節 情緒・行動面に問題のある子どものための施設》.....	26
《第6節 家庭養護》.....	29
《第7節 虐待への対応》.....	32
《第8節 社会的養護に関わる専門職》.....	33
第4章 社会的養護の内容	35
《第1節 社会的養護の実際》.....	35
《第2節 社会的養護に関わる相談援助》.....	37
第5章 社会的養護の現状と課題	38
《第1節 児童養護施設入所児童等調査結果》.....	38
《第2節 施設等の運営・管理》.....	39
《第3節 社会的養護の課題と展望》.....	40

第1章 現代社会における社会的養護の意義と歴史の変遷

《第1節 社会的養護の理念と概念》

- 1 社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護・養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うものである。
- 2 社会的養護は、「すべての子どもを社会全体で育む」をその基本理念とする。
- 3 社会的養護は、かつては何らかの障害のある子どもを中心とした施策であったが、現在では、親のない、親に育てられない子ども、虐待を受けた子ども、DV被害の母子などが増え、その役割・機能の変化に、ハード・ソフトの変革が遅れている。
- 4 家庭的養護の推進は、養育の内容は維持したままで、養育の形態を変革していくことが重要である。
- 5 施設は、社会的養護の地域の拠点として、施設から家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、里親支援、社会的養護の下で育った人への自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、専門的な地域支援の機能を強化し、総合的なソーシャルワーク機能を充実していくことが求められる。

第2章 社会的養護の基本

《第1節 子どもの人権(権利)擁護と社会的養護》

- 1 社会的養護は、子どもの権利擁護を図るための仕組みであり、「子どもの最善の利益のために」をその基本理念とする。
- 2 「児童の権利に関する条約」は、子どもが自由に自己の意見を表明する権利を認めており、子どもの意見は、大人の意見と同等に考慮されるものとしている。
- 3 「児童の権利に関する条約」は、子どもは家庭で養育されるべきであるとしており、子どもが施設で生活することを認めていない。
- 4 「児童の権利に関する条約」は、子どもは保護される受身の存在とする子ども観とは異なる、子ども自身が権利の主体者であるとする子ども観を示した。
- 5 「児童福祉法」では、全て児童は、「児童憲章」の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有することが規定されている。

第5章 社会的養護の現状と課題

《第1節 児童養護施設入所児童等調査結果》

- 1 児童の現在の平均年齢は、児童養護施設に入所している児童よりも、里親に委託されている児童のほうが高い。
- 2 児童の入所経路は、児童自立支援施設に入所している児童では、「家庭裁判所から」が最も多い。
- 3 養護問題発生理由は、里親に委託されている児童では、「養育拒否」が最も多い。
- 4 里親申込みの動機は、「養子を得たいため」、「子どもを育てたいから」、「児童福祉への理解から」のうち、「養子を得たいため」が最も多い。
- 5 母子生活支援施設への入所理由では、「配偶者からの暴力」が最も多い。
- 6 児童養護施設の中学3年生以上の年長児童では、将来やりたい職業として、男子では「警察・消防・自衛官」が、女子では「学校の先生や保育士・看護師など」が最も多い。

- 5 平成26年に「母子及び寡婦福祉法」が改正されて、法律名が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改称され、父子家庭への支援が拡大されたが、父子家庭は福祉資金貸付の対象とはされなかった。
- 6 市区町村は、子どもとその家庭及び妊産婦等について、地域のリソース（資源）や必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点の設置に努めるものとされている。
- 7 里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者が、措置解除後も、原則22歳の年度末まで引き続き必要な支援を受けることができる事業として、平成29年度より、社会的養護自立支援事業が法定化された。
- 8 「新しい社会的養育ビジョン」（平成29年8月）では、「新しい社会的養育ビジョンの実現に向けた工程」として、都道府県を中心とした支援体制の構築があげられている。